

## 「墨田区人権啓発基本計画」の改定（案）について（概要）

### 1 策定までの経緯

- ・令和2年3月 墨田区人権に関する意識調査の実施
- ・令和3年5月～9月 人権啓発基本計画改定検討委員会（6名：学識経験者3名、関係団体3名）による4回の審議を実施

### 2 計画（案）の概要

#### 計画期間

前計画の期間完了に伴い、計画期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とし、令和8年度には社会情勢の変化を踏まえ、中間の見直しを行う。

#### 前計画の検証(各事業について事業継続の可否等の観点からの自己評価)

118事業のうちA評価（十分な効果を発揮した。）が86事業（72.9%）、B評価（概ね効果を発揮した。）が30事業（25.4%）と一定の効果は認められ、C評価（課題が残る。）及びD評価（諸事情により未実施）の事業はなかった。また、その他として、実績がなく評価できない事業が2事業であった。

以上の結果から、さまざまな人権問題について各主管課が引き続き施策を進めていることは評価できる。しかし、未だ人権侵害の事例が見られることから、引き続き啓発を行っていく必要があるほか、SNSによる誹謗中傷や、新型コロナウイルス感染症に起因する差別等、新たな人権問題にも対応していく必要がある。

#### 前計画と比べた本計画の特徴

昨今の社会状況を鑑み、SDGs、ポストコロナ、多様な性の尊重に係る観点を新たに加えたほか、計画の基本理念、基本目標、人権啓発を行う際の視点等を体系的に整理し、分かりやすさに配慮した。

特に、区議会において陳情が採択された性的指向・性自認に関する人権問題及び外見に特徴的な目立つ症状のある、いわゆる見た目問題といった人権問題への対応について第2章で取り上げたほか、新型コロナウイルス感染症に対する差別や偏見、ヘイトスピーチ等、現在の社会状況に合わせて問題を取り上げて内容を構成し充実を図った。

#### 主な構成

#### 第1章 計画策定に当たって

##### 計画の趣旨

お互いの生活習慣、文化、価値等の違いを認め合い、多様性を尊重することが大切である。その一方で、現在でも様々な人権侵害や差別、偏見などが存在し、社会・経済状況の変化等により、人権問題も多様化、複雑化している。このような背景には、国際化、情報化、高齢化、少子化、貧困等の問題が要因とされている。こうした状況を踏まえ、東京2020オリンピック・パラリンピックのレガシーの一環として、本区が取り組んできた施策を継承しつつ、新しい人権課題にも対応していく。

## \* 「人権啓発を行う際の視点」

- (1) 人権に関する基本的な知識の習得
- (2) 生命の尊さを学び合う
- (3) 多様性を尊重する
- (4) 人権に対する感性を育む
- (5) 人権感覚に基づいた行動に結びつける

### 基本理念

「人権を尊重し、多様性を認め合う平和な社会の実現を目指します」

人種、皮膚の色、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、障害、疾病、職業、年齢、被差別部落出身その他経歴等にかかわらず、一人ひとりがかけがえのない存在として人権を尊重し、多様性を認め合う平和で豊かな社会の実現を目指していく。

### 基本目標

「ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)のまちづくり」

### 施策展開の考え方

多様性を尊重し、互いの個性や違いを認め合える豊かな人権感覚を育む  
あらゆる差別や偏見がない、全ての人権が尊重される誰にもやさしい地域づくり  
あらゆる差別を許さないという人権意識が浸透し、行政、区民、企業の参画と協働により人権が尊重される墨田区の実現

### 計画の位置づけ

基本的人権尊重の原則を定めた世界人権宣言の精神を実現することを目指す。

基本的人権の尊重は日本国憲法の柱の一つで、侵すことのできない永久の権利として、国民一人ひとりの人権の保障を目指す。

墨田区基本構想及び墨田区基本計画の考え方に沿って、区が施策を推進するための基本的な方向を人権擁護の視点から明らかにし、区、区民、企業等が協働し、人権尊重の理念の行きわたったまちづくりに取り組んでいくための区の基本姿勢を示す。

### 墨田区の人権をめぐる現状と課題

#### 現状

- ・ 「日常生活で差別がある」と思う区民の割合  
令和2年42.2%（平成28年より1.1ポイント増）
- ・ 「人権が尊重されている社会である」と思う区民の割合  
令和2年75.7%（平成28年より2.3ポイント増）
- ・ 「今の日本は、人権が尊重されている社会である」と思う区民の割合  
令和元年45.3%（平成26年より6.8ポイント減）
- ・ 「区民一人ひとりの人権意識は、5～6年前に比べて高くなっている」と思う区民の割合  
令和元年28.5%（平成26年より4.4ポイント増）

#### 課題

「人権が尊重されている社会である」及び「区民一人ひとりの人権意識が以前と比べて高くなった」と思う区民の割合を増やすこと。

### 課題解決に向けた取組

- ・ 啓発・教育...講演会や研修の実施、区報や啓発冊子の作成、SNSなどによる啓発を行う。
- ・ 相談・支援...各種相談窓口の周知を図る。関係機関との連携に努める。
- ・ 関係機関との連携・協働...国や東京都に限らず、企業やNPO法人、人権擁護委員などと連携協力する。
- ・ 推進体制...推進体制の整備のため、各分野の連絡会や委員会等と情報共有や連携を行う。

## 第2章 人権問題の現状・課題・施策

### 1 女性の人権問題

- ア 女性の地位向上と男女共同参画の理念の推進
- イ DVやハラスメントなど暴力的言動の防止、被害者の支援
- ウ 区内各機関などの組織における女性の参画推進

### 2 子どもの人権問題

- ア 子どもの人権が尊重されるための啓発・教育
- イ 子どもに対するあらゆる暴力の解消に向けた相談体制の整備・関係機関との連携
- ウ 子どもの健やかな成長に向けた地域ぐるみの支援体制の充実

### 3 高齢者の人権問題

- ア 高齢者が生き生きと暮らせる社会の実現に向けた啓発・教育
- イ 高齢者の人権侵害の防止と関係機関との連携
- ウ 高齢者が安心して自立した生活を送ることが出来るための環境づくり・人材育成

### 4 障害のある人の人権問題

- ア 誰もが安心して暮らせる社会に向けた啓発・教育
- イ 障害者虐待等防止に向けた相談体制の整備・連携
- ウ ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくり

### 5 部落差別（同和問題）

- ア 同和問題の正しい認識と理解の推進
- イ 差別を見逃さない社会の形成

### 6 外国人の人権問題

- ア 外国人との相互理解を深めるための啓発・教育
- イ 多文化共生の地域づくりに向けた取り組み
- ウ ヘイトスピーチの解消に向けた連携・啓発

### 7 感染症に関する人権問題

- ア 感染症に関する正しい理解の促進や差別意識の解消に向けた啓発・教育
- イ ポストコロナ社会を見据えた啓発・教育

### 8 犯罪被害者やその家族の人権問題

- ア 犯罪被害者やその家族への区民の理解を深めるための啓発
- イ 犯罪被害者やその家族への情報提供や支援体制の充実に向けた連携

- 9 インターネット上の人権問題
  - ア 他者の人権に配慮したインターネットの利用に向けた啓発・教育
  - イ インターネットによる人権侵害を受けた際の救済に向けた関係機関との連携
- 10 災害の発生に伴う人権問題
  - ア 災害時における人権への配慮の必要性の啓発
  - イ 災害時の社会的に弱い立場の方に対する配慮の必要性
- 11 性的指向・性自認に関する人権問題
  - ア 多様な性に関する理解促進に向けた啓発・教育
  - イ 当事者が安心して暮らすことが出来る支援体制の整備・関係機関との連携
- 12 さまざまな人権問題
  - アイヌの人々の人権問題
  - 北朝鮮当局による拉致問題
  - ハラスメント
  - 路上生活者(ホームレス)の人権問題
  - 刑を終えて出所した人の人権問題
  - 外見に特徴的な目立つ症状のある人の人権問題
  - その他の人権問題

### 第3章 施策の進め方

#### 1 人権啓発・人権教育

さまざまな手法による啓発活動の推進に努める。定期的に人権に関する区民意識調査を実施する。

また、「すみだ教育指針」に基づき、人権教育を基調とした教育を行うほか、研修・研究活動等を通して、教職員の人権意識の向上や理解促進、人権教育の充実を図る。

#### 2 人権研修

職員研修により行政の職務を自覚し、区民の人権に配慮できる人権感覚を身につける。また、指定管理者や業務委託事業者、障害者就労支援センター職員、介護保険事業者に対して人権研修を毎年行うほか、国や東京都で実施している事業者向け研修の周知に努める。

#### 3 相談・支援

区内の相談体制の充実に努めるとともに、法務局や東京都等の公的機関やNPO法人、弁護士会等の関係団体の相談窓口との連携や活用を図り、支援情報の周知を図る。

#### 4 連携・協働

国や東京都との役割分担の下、近隣区等との情報共有を図りながら、人権問題の早期解決に努め、さらなる連携強化に努める。また、人権擁護委員やボランティア団体のすみだ人権啓発センター、民生・児童委員、保護司等の団体と協働していく。企業にも機会を捉えて人権啓発活動や人権研修の支援を行うなど、人権施策における協働を推進する。

#### 5 推進体制

庁内外の人権に関する各種委員会や協議会等を開催し、情報の共有や人権問題の解決を促進

するための諸条件の整備を図る。広範な人権問題に対する窓口や相談機能の充実、情報交換など、効果的な啓発の推進に努める。

### 3 今後のスケジュール

- ・ 本年12月区議会企画総務委員会終了後 パブリック・コメントを実施  
(募集期間：令和3年12月10日から令和4年1月11日まで)
- ・ 令和4年1月26日 第5回人権啓発基本計画改定検討委員会で審議
- ・ 同年2月上旬 本計画の区長決定
- ・ 同年3月 区議会企画総務委員会に報告
- ・ 同年4月 本計画の実施